

令和元年12月6日

問い合わせ先

名古屋海上保安部

航行安全課長 板井 秀憲（内線 3770）

電話番号 052-661-1615

名古屋港海上交通センター

運用管制課長 山本 広司（内線 6890）

電話番号 052-398-0711



名古屋港における港内交通管制の 新たな管制基準の試行について（お知らせ）

名古屋港東水路における行き会い管制の運用基準を見直し、加えて新たな管制基準を設け、当面の間、試行運用を実施します。

～ 令和2年1月15日から試行運用を開始します ～

本年7月9日開催した「港長との意見交換会」において、皆様から賜りましたご意見・ご要望を踏まえ、名古屋港東水路における港内交通管制を効率性・安全性の観点から検討した結果、管制基準を見直し、令和2年1月15日から当面の間、試行運用を実施するものです。

受付時間拡大に伴う課題であった優先関係については、行き会い管制実施時は管制船、管制対象船共に平等に扱うこととしました。よって、行き会い管制に影響がでる時間帯への変更通報は認められない場合がありますので、ご承知おきください。

本件は、名古屋港管理組合が主催する「航路体系等研究会」において、今後、試行運用を行いながら問題点の抽出、対応の整理・検討をしながら安全性と効率性の評価を本研究会にて実施することとなりました。

つきましては、試行期間中におけるご意見・ご要望（ヒヤリハットを含む）がございましたら問い合わせ先までご連絡をお願いします。